

民間航空機産業のグローバル市場参入支援事業実施業務委託 仕様書

第1条 適用

この仕様書は、公益財団法人新潟市産業振興財団が発注する民間航空機産業のグローバル市場参入支援事業実施業務に適用する。

第2条 目的

世界の航空機市場は、年率約5%で成長すると見込まれる成長市場であり、国内市場も2030年には3兆円を超えると予想されている。しかし、日本の民間航空機市場は、海外OEMメーカー（機体、エンジン）から国内大手重工等が製造分担を獲得することで成り立っており、中小企業における新規参入、事業拡大の市場は、現状、このような製造事業に限られており、今後世界的に成長が期待される航空機製造後のアフターマーケットについては未開拓の状況である。

一方、世界では、製造事業のみならず、MRO事業（※）等アフターマーケットにおいて、必要な認証を取得し自社の技術力を基に、世界中のエアラインやOEMメーカーと直接取引している中小企業が数多く存在している。

この業務では、新潟地域の中小企業が、航空機産業におけるグローバル市場の概要や新造機製造事業、MRO事業等それぞれの市場のグローバルルールや、参入のためのノウハウを学ぶとともに、将来へ向けたビジネス戦略を検討することを目的とする。

※MRO…Maintenance, Repair & Overhaul（整備・修理・重整備（分解点検））の略称

第3条 契約期間

契約締結日から平成30年3月16日（金）

第4条 業務内容

(1) 座学

①実施場所

公益財団法人新潟市産業振興財団 地域イノベーション推進センター
（所在地：新潟市南区北田中 497-7）

※講師の旅費、宿泊費等は委託費に含む。

②施設設備

ア. プロジェクター 1台

イ. 映写スクリーン 1台

ウ. ホワイトボード 1台

※前記のほか、座学に必要な機材並びに教材については受託者が用意する。

③座学の内容

航空機産業への参入又は事業拡大を図る新潟地域の中小企業に対し、以下項目を含む座学を実施する。(15時間程度)

■グローバル市場の概要

- ・航空機産業の現状と将来性
- ・航空機の開発から製造、整備・修理等アフターマーケットの概要

■航空機産業におけるグローバルルールと認証体制の概要

- ・米国のルールと認証体制 (FAA、ODA、DER、DAR、DMIR 等)
- ・航空機の開発から運航に係わるルール
(AC、TC、TSO、PC、PMA、TSOA 等)
- ・MRO に係わるルール
(修理・改造の種類と必要な認証 (Repair Station 等))

- ・米国と日本の認証体制の比較

■航空機産業におけるキープレイヤーについて

- ・OEM メーカー、エアライン等のビジネスの概要
- ・製造承認事業者 (PAH) とサプライヤーの関係
- ・国内市場におけるキープレイヤーとその戦略

■MRO 等アフターマーケットビジネスの概要

- ・航空機、エンジン、装備品、部品の修理ビジネスの紹介 (海外、国内)
- ・OEM 部品と PMA 部品の概要とそれぞれのマーケット戦略

■国内外中小企業のアフターマーケットへの参入事例紹介

- ・PMA 部品、地上支援機材等

※FAA…Federal Aviation Administration

※ODA…Organizational Designated Airworthiness

※DER…Designated Engineering Representative

※DAR…Designated Airworthiness Representative

※DMIR…Designated Manufacturing Inspection

※AC…Advisory Circular

※TC…Type Certificate

※TSO…Technical Standard Order

※PC…Production Certificate

※PMA…Parts Manufacturer Approval

※TSOA…Technical Standard Order Authorization

(2) 工場視察（1～2回）

MRO 事業等アフターマーケットでビジネスを展開する国内企業へ訪問し、ビジネスの概要や実務を学ぶ。

- ・講師等の旅費、現地滞在費等は委託費に含む。

（視察参加企業の旅費、現地滞在費等は委託費には含まない。）

(3) グローバル市場における中小企業のビジネス戦略の検証、提言

- ・履行期限までに報告書を作成し提出

第5条 主任者

(1) 受託者は、本業務の主任者を定め、委託者に通知するものとする。

(2) 主任者は、監督員の指示、承諾を受け、あるいは監督員との協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第6条 業務の着手

受託者は、契約締結後7日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任者が本業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

第7条 打合せ等

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任者は監督員と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 主任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第8条 資料の貸与及び返却

(1) 監督員は、業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。

(2) 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。

(3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

(4) 受託者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第9条 成果品

以下のものを成果物として、提出すること

- ・座学で使用したテキスト等一式（印刷物1部）

- ・第4条（3）を含む、事業全体に係る報告書（印刷物1部、電子データ1部）

第10条 成果品の提出場所

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

公益財団法人新潟市産業振興財団（新潟市経済部企業立地課内）

第11条 留意事項

受託者は、業務履行にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）基本事項

- ア 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- イ 委託者と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ウ 業務の遂行に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しない。
- エ 実施計画の一部を変更することがありうるため、全体の構成について委託者及び関係者との連携を密にし、事業が万全にできるよう調整すること。
- オ 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、委託者の指示に従うものとする。

（2）再委託

- ア 業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ委託者に届出を行い、承認を得ること。

（3）成果品の使用等

- ア 成果品は全て委託者の所有とし、受託者は委託者の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- イ 受託者は、第三者の著作物を使用する場合、委託者が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

（4）成果品に瑕疵のある場合の訂正

- ア 納品後に成果品に瑕疵があった場合は、委託者の指示により速やかに訂正すること。委託期間終了後も同じとする。

（5）守秘義務

- ア この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。